

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部改正について

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を次のように改正する。

平成29年2月14日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例の一部を改正する条例

霧島市中山間ふるさと・水と土保全基金条例（平成17年霧島市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

当該基金の目的に即した事業に充当するため、原資の取り崩しができるよう、本条例の所要の改正をしようとするものである。